

浜松市動物園

無料開園日開催事業パートナー募集要項



無料開園日開催事業とは・・・

浜松市動物園において、パートナーとなった企業等が「特定の開園日に、自社名・商品名等を冠した名称」を設定することが出来る事業です。

パートナー企業は、「市への契約料」と「当日来園者の入園料」を負担することで、来園者をはじめとした地域に対して、環境保全や教育を支える社会的な企業であるなどのブランドイメージの発信のほか、社会貢献と自社 PR を実現できます。

（この制度においては、当日来園者の入園料は、パートナー企業にご負担いただき、来園者は無料で入園いただくこととします。）

目次

1	対象施設の概要	1
2	設定可能な名称の条件	1
3	通称の標示について	2
4	費用等の負担と実施日のイベント等の実施	2
5	契約料等	3
6	実施日	3
7	応募資格	4
8	提出書類	5
9	提出期限等	5
10	公募から決定までの流れ（予定）	5
11	選定基準について	7
12	選考結果のお知らせ	7
13	応募書類・提案内容の取扱い	7
14	失格要件	8
15	雨天等による還付規定	8
16	その他	9

公募から決定までの流れ（詳細は、[10 公募から決定までの流れ（予定）](#)参照）

日付（令和8年）	内容
10月23日（金）	募集の開始
10月23日（金）～11月6日（金）	質問事項の受付
11月11日（水）	質問事項に対する回答
11月20日（金）	応募期限
11月20日（金）～11月27日（金）	審査・選定（必要に応じてヒアリングを実施）
12月2日（水）※予定	パートナー候補の決定 応募団体への結果通知
12月11日（金）※予定	パートナー、実施日、通称等の決定 （「無料開園日開催事業」提案承認及び合意通知書（様式3）の通知）
12月11日（金）～実施日	市民等への周知

浜松市動物園のさらなる魅力向上を図るとともに、施設の有効活用による自主財源の確保を目的とし、無料開園日開催事業のパートナーとなる企業等（以下、「パートナー」という。）を公募します。

1 対象施設の概要

- (1) 名称 浜松市動物園
- (2) 所在地 浜松市中央区舘山寺町 199
- (3) 施設沿革等
 - ア 開 園 昭和 25 年（1950 年） ※昭和 58 年（1983 年）舘山寺町移転
 - イ 敷 地 面 積 14.6 ヘクタール（146,000 m²、約 44,200 坪）
 - ウ 飼育動物数 85 種、322 点（令和 8 年 3 月 31 日時点）

(4) 施設の設置目的

浜松市動物園は、舘山寺総合公園内に位置し、緑豊かな公園内へ動物を展示しており、動物にとっても利用者にとっても居心地の良い持続可能な園を目指しています。動物園が担うべき機能である「レクリエーション」、「教育」、「調査研究」、「種の保存」を通じて、「いのち」の大切さを伝えます。

(5) 開園時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分まで

(6) 休園日

毎年 12 月 29 日から 12 月 31 日まで（その他、施設点検等のため臨時休園有り）

(7) 年間利用者数

年度	年間利用者数
令和 6 年度	312,715 人
令和 7 年度	309,487 人

【参考】土日祝日（晴天日）1 日当たりの来園者 約 2,000～約 3,000 人

※中学生以下（無料）と大人（有料）がそれぞれ約 1,000 人～約 1,500 人

(8) 法令等の規定

都市公園法、地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び同条例施行規則、浜松市都市公園条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針、広告掲載基準

2 設定可能な名称の条件

(1) 名称の原則

パートナーは、無料開園日開催事業の実施日（以下、「実施日」という。）に限り、対象施設「浜松市動物園」に自社名・商品名等を冠した通称（以下、「通称」という）を設定することが出来ます。

なお、正式名称（浜松市動物園）を変更するものではありません。

(2) 通称の禁止事項

使用できる通称は、品位、公共性、公益性を妨げないものであって、次のいずれかに該当するものは除くものとします。

- ア 広告掲載基準第 5 条に該当するもの
- イ 施設の設置目的を誤認させるおそれのあるもの
- ウ 一般的に浜松市外の地域を連想させるもの
- エ 政治的・宗教的な特定の思想を強調するもの

(3) 通称の決定

本市と協議の上、通称を決定します。応募段階での通称は参考扱いとなります。

3 通称の標示について

(1) 対象施設への通称標示

原則、既存の園内看板等の修正は行いませんが、パートナーが作成した看板の掲示は、市の事前承認を得た場合に限り可能です。

(2) SNS・Web 標示

以下の媒体での標示を行います。

- 浜松市動物園ホームページ、SNS（公式 X 等）
- 報道発表資料

(3) パンフレット・チケット

原則、既存の園内パンフレット・チラシ等の修正は行いませんが、実施日の事前周知や実施日当日の使用を目的としてパートナーが作成したパンフレット・チケット類の配布・掲示等については、市の事前承認を得た場合に限り可能です。

4 費用等の負担と実施日のイベント等の実施

(1) 費用等の負担（原則）

負担者	内容
応募者	➤ 提案にあたり要する費用
パートナー	➤ 契約に基づき要する費用（契約料・実施日来園者の入園料） ➤ SNS・Web 等での標示（市が管理する媒体を除く） ➤ 実施日のイベント企画・実施（市の事前承認が必要） ➤ 独自のチラシ・ノベルティ・記念品等の製作・配布 ➤ 看板等の設置（市の事前承認が必要） ➤ 原状回復に要する費用
市	➤ 浜松市動物園ホームページ、SNS（公式 X 等）、報道発表資料

(2) 実施日のイベント等の実施

- 実施日においてパートナーが実施するイベント、アンケート、宣伝活動等は、市の事前承認が必要です。
- 詳細は、パートナー決定後に調整することとします。
- 安全管理、動物園の運営に支障をきたす行為は禁止します。

5 契約料等

(1) 最低提案金額・支払方法

ア 無料開園日開催事業の契約料

- 50 万円以上とし、応募時の提案に因ることとします。
- 契約締結後、指定日までに納付をお願いします。

イ 実施日の有料入園者数に応じた入園料

区分 (実施日当日の有料入園者数実績)	一人当たり入園料
1 人以上 29 人以下	500 円
30 人以上 99 人以下	450 円
100 人以上 299 人以下	400 円
300 人以上	350 円

- 有料入園者数確定後、指定日までに納付をお願いします。

(2) 契約料の性質

この契約料等は、当該施設の整備や管理運営等の費用に活用します。

6 実施日

(1) 基本原則

- 実施日は、応募時の希望（複数の希望日の記載可）を基本とし、市が施設運営の状況を踏まえ、パートナーの合意を得て最終決定します。
- 希望日は、次の範囲の開園日としてください。
令和 8 年 12 月 18 日（金）から、令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
- 開園時間は午前 9 時 00 分から午後 4 時 30 分までとし、延長は行いません。

(2) キャンセル

- 一度決定した実施日のキャンセルは原則できません。
- ただし、市の施設運営を理由とした臨時休園など、市の都合により、決定した実施日が休園となる場合には、キャンセル又は変更できることとします。
(キャンセルに伴う契約料の取扱は 15 雨天等による還付規定を参照。)

7 応募資格

法人格を有し、本市のパートナーとしてふさわしい資力及び責任をもって実施することができる団体として、(1)参加資格（要件）に掲げる要件をすべて満たすこと、及び(2)規制団体のいずれにも該当しないことを条件とします。

ただし、構成されるすべての団体が条件を満たす共同事業体で応募する場合は、法人格を有していなくても構いません。

(1) 参加資格（要件）

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定により、制限を受けていない団体であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定により、現に資格停止の処分を受けていない団体であること。
- ウ 浜松市契約規則（昭和 39 年規則第 31 号）第 3 条の規定による資格を満たしている団体であること。
- エ 法人市民税等市税を滞納していない団体であること。
- オ 本市の市議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）となっている団体ではないこと。
- カ 本市の市長、副市長、委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている団体（本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）ではないこと。
- キ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方自治体から指定を取り消された団体又は応募開始の日から採用決定までの間に業務の停止を受けていない団体であること。
- ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する団体及び暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等となっている団体でないこと。

(2) 規制団体

- ア 広告掲載基準第 4 条に該当する団体
- イ 政治団体や宗教団体
- ウ 指定管理者と競合する等で、施設の管理運営に支障をきたす可能性があるとする市が判断する団体

※上記以外でも、施設の性格等により、参加資格を制限することがあります。

8 提出書類

「9 提出期限等」で示す期限までに、下記書類データを提出（送信）してください。

- (1) 浜松市動物園無料開園日開催事業パートナー申込書（兼団体調書・誓約書）
（様式 1）
※団体（企業）の概要、事業内容、事業実績等の概要がわかる別紙（任意様式）又はパンフレットを添付してください。
- (2) 登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本、最新状態のもの）
- (3) 納税証明書（直近 2 年間の法人市民税・固定資産税（市内全区）・事業所税）
- (4) 過去 3 年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）など経営状況のわかるもの
- (5) （共同事業体の場合）構成員、責任の範囲等を定めた協定書等（様式の定めなし）
- (6) （任意）企画提案書（独自にイベント等を実施する場合。様式の定めなし）

9 提出期限等

(1) 提出方法

「8 提出書類」で示したデータを、(2)に記載する提出先へメール送信、またはデータの郵送により提出してください。郵送の場合は提出期限日必着とします。

提出期限 : 令和 8 年 11 月 20 日（金）

(2) 提出先

メールアドレス : hamazoo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

住所 : 〒431-1209 浜松市中央区舘山寺町 199 浜松市動物園

担当 : 宮野

10 公募から決定までの流れ（予定）

日付（令和 8 年）	内容
10 月 23 日（金）	募集の開始
10 月 23 日（金）～11 月 6 日（金）	質問事項の受付
11 月 11 日（水）	質問事項に対する回答
11 月 20 日（金）	応募期限
11 月 20 日（金）～11 月 27 日（金）	審査・選定（必要に応じてヒアリングを実施）
12 月 2 日（水）※予定	パートナー候補の決定 応募団体への結果通知
12 月 11 日（金）※予定	パートナー、実施日、通称等の決定 （「無料開園日開催事業」提案承認及び合意 通知書（様式 3）の通知）
12 月 11 日（金）～実施日	市民等への周知

(1) 質問事項の受付及び回答

- 令和 8 年 10 月 23 日(金)から令和 8 年 11 月 6 日(金)までの間、質問事項の受付を行います。募集要項等に関する質問書(様式 2)を作成のうえ、動物園へ電子メールにて提出してください。
- 質問への回答は、質問者の情報及び公にすることで質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開又は応募者全員へ共有します。

(2) 事前相談(任意)

- 企画内容、希望実施日等については、応募前に事前相談が可能です。電話・対面・オンラインのいずれでも対応可能です。
- 応募期限(令和 8 年 11 月 20 日(金))までにご相談ください。
- 事前相談での会話における動物園からの回答は、質問者の情報及び公にすることで質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開又は応募者全員へ共有することがあります。

(3) 審査・選定

- 応募者からの申請は、都市整備部動物園業務に係る浜松市職員の 3 名を選定委員とし、パートナーの審査・選定を行います。
- 別に浜松市動物園において、応募資格の有無・広告掲載基準への該当有無等についての確認を行います。
- 審査・選定では、提案内容等について審査を実施します。応募者へのヒアリングを実施する場合は、ヒアリングを実施する 1 週間前までに応募者へ別途通知します。(詳細は、申込書類を提出された方に案内します。)
- 選定委員が、「11 選定基準について」の項目ごとに評価点をつけ、最高得点を獲得した事業者等が、パートナー候補となります。
なお、審査結果は、採否にかかわらず、応募参加者全員に通知します。

(4) 事業実施に向けた協議

- 審査・選定での評価を踏まえ、パートナー候補者と実施に向けた協議を行います。
- 提案内容の全てが認められるとは限りません。開催日・通称・契約料・イベント開催の有無等が合意に至った場合、パートナーとして決定をします。
- 合意に至らなかった場合は、パートナー候補者であってもパートナーとして決定しない場合があります。なお、その場合、審査で次点だった者をパートナー候補者として交渉をすることがあります。

(5) 市民等への周知

- パートナー決定後、浜松市動物園ホームページへの掲載や報道発表等により、パートナー・通称等について公表し、実施日まで周知します。

11 選定基準について

審査・選定においては、次の選定基準に基づき評価します。

評価事項	評価項目	配点
I 提案された通称の妥当性	・市民等に親しみやすく、呼びやすい通称であるかどうか。 ・通称が施設のイメージと合致しているか。	20 点
II 提案された契約料、希望日等の妥当性	・提示された契約料は、市が提示した最低提案金額以上であり、市の財源創出に資するものとして妥当か。	20 点
	・希望実施日は、施設運営上実現可能か。	15 点
III 応募団体の妥当性、経営状況等	・団体の経営状況は安定しているか。契約を履行する能力があるか。 ・社会的信用のある団体か。	10 点
IV 地域、施設関連事業への貢献実績	・浜松市の活性化や、動物園、環境保全等に関連した事業への貢献実績、地域活動等の有無。	20 点
V 提案された企画内容の妥当性	・来園者の増加や施設の魅力向上に資する企画内容か。	15 点
計（満点）		100 点

【審査・選定について】

- 合計点（100 点満点）での審査を行います。
- 全委員の平均点を算出し、最高得点の団体等がパートナー候補となります。
- 全委員の平均点が 30 点に満たない場合は、パートナー候補として選定しません。

12 選考結果のお知らせ

応募団体の全てに、令和 8 年 12 月 2 日(水)頃にお知らせします。

13 応募書類・提案内容の取扱い

採用された提案のうち、以下の内容については、パートナー決定後、浜松市動物園ホームページへの掲載や報道発表等により公表します。

① パートナーの名称	② 通称	③ 契約料
④ 実施日	⑤ 個別イベントの有無及び内容	

14 失格要件

以下のいずれかに該当した場合は、該当した応募者を失格とします。

- (1) 提出書類に不備、または虚偽の記載があった場合
- (2) 応募資格を喪失した場合
- (3) 申込内容が、本募集要項で示した条件（最低提案金額、希望実施日、通称の条件）を満たさないことが明らかである場合

15 雨天等による還付規定

(1) 適用要件

- 実施日の来園者数が、パートナーの責に帰さない事由（雨天、台風、大雪等の悪天候、感染症拡大による利用抑制等。以下「悪天候等」という。）により基準来園者数の 50%を下回った場合において、契約料の一部を還付します。
- 施設運営を理由とした臨時休園などの市の都合により、キャンセルとなった場合、又は実施日が閉園となった場合において、契約料の全部を還付します。

(2) 基準来園者数

実施日の属する月と同月、同曜日かつ晴天時の過去 3 年間の来園者数の平均を、基準来園者数とします。

(3) 還付率

来園者数/基準来園者数	還付率
50%未満 30%以上	30%
30%未満	50%

※市の都合による事業のキャンセル・実施日の休園の場合、還付率 100%

(4) 還付申請手続き

- パートナーは、実施から 2 週間以内に、実績を示す資料（浜松市動物園にて作成）を添付の上、還付申請書（任意様式）を本市に提出してください。
- 市は、申請書受領後 1 ヶ月以内に還付額を確定し、パートナーに通知します。
- パートナーは確定した還付額に基づき請求書を本市に提出してください。
- 市は、請求書受領後 30 日以内に還付金を支払います。

(5) 紛争解決

還付率の判定に関する紛争については、本市及びパートナーが誠実に協議の上、解決するものとします。

16 その他

- (1) 提案の内容について、必要に応じてヒアリングを実施し、一部修正等の協議を行う場合があります。また、追加資料の提出を求めています。
- (2) 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません（ただし、審査の結果などに基づく協議による修正を妨げるものではありません。）。また、提出された提案書等は返却いたしません。
- (3) 提出された書類は、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提案書類の使用に関する費用は、無償とします。
- (4) 提案を途中で取り下げる場合は、「辞退届（任意様式）」を提出してください。
- (5) この公募及び無料開園日開催事業に関する情報提供は、浜松市動物園ホームページにて行います。
- (6) 個別イベントの実施にあたっての準備（設営・装飾等を要する場合）は、実施日前日の閉園後から行うことを原則とします。また、実施日翌日の開園時間までに設置物の撤去、清掃等の原状回復をしてください。
- (7) パートナーの行為に起因する第三者の損害及び苦情等は、すべてパートナーが処理してください。
- (8) 市の都合による事業のキャンセル・変更（実施日が休園となった場合等）において、パートナーに損害が生じたとしても、市は補償義務を負わないものとします。
- (9) 様式1「浜松市動物園 無料開園日開催事業 パートナー応募申込書（兼団体調書・誓約書）」の提出をもって、「浜松市動物園無料開園日開催事業パートナー募集要項」の記載内容を承諾したものとみなします。

問合せ先

〒431-1209 浜松市中央区舘山寺町 199 浜松市動物園

担当：宮野

電話：053-487-1122

FAX：053-487-1125

メールアドレス：hamazoo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(あて先) 浜松市長

(申込者)

所在地 :

法人名・団体名 :

代表者役職・氏名 :

印

浜松市動物園 無料開園日開催事業 パートナー申込書
(兼団体調書・誓約書)

浜松市動物園無料開園日開催事業パートナー募集要項に基づき、関係書類を添えて次のとおり応募します。

なお、本申込書および添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び応募資格を満たすことを誓約します。

1 応募団体（申込者）の概要

法人・団体名 (フリガナ)	
本社・本部所在地	
設立年月日	年 月 日
資本金／従業員数	資本金： 万円 ／ 従業員数： 人
主な事業内容	
連絡担当者情報	所属・役職： 氏 名： 電話番号： E-mail：

2 提案内容の概要

希望する 通称案	【通称案】 (ふりがな：)
提案契約料 (税込・円)	※最低提案金額：50 万円（10 万円単位）
希望実施日	第 1 希望：令和 年 月 日 () 第 2 希望：令和 年 月 日 () 第 3 希望：令和 年 月 日 ()

3 地域貢献・環境保全等の取組実績（※過去の実績があれば記入）

（例：浜松市内でのボランティア活動、清掃活動、環境イベントへの協賛等）

4 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は「□」に「✓」を記入）

- ☐ 無料開園日開催事業 パートナー申込にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（１）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）
- 暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- 暴力団員等と密接な関係を有する者
- （法人その他の団体の場合）上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（２）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

5 添付書類（※提出するものに「✓」を記入してください）

- ☐ 会社案内・パンフレット等（団体の概要がわかるもの）
- ☐ 登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本／発行後３ヶ月以内）
- ☐ 納税証明書

（直近２年間の法人市民税・固定資産税（市内全区）・事業所税の納税証明書）

- ☐ 直近３期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- ☐ （任意）企画提案書（様式任意：当日の催事計画等を記載）
- ☐ （該当する場合のみ）共同事業体協定書

(様式2)

募集要項等に関する質問書

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市動物園

団体名	
所在地	
所属	
担当者名	
電話番号	

浜松市動物園無料開園日開催事業パートナー募集要項等につき、質問事項がありますので提出します。

質問 No	資料名等	該当箇所		質問
		項	項目	

注意) ・質問内容は、具体的かつ簡潔に記入してください。

- ・資料名等の該当箇所の順に並べてください。
- ・行が不足する場合は、適宜増やしてください。
- ・質問への回答は、公開又は応募者全員へ共有します。

ただし、質問者の情報及び公にすることで質問者の権利、競争上の地位
その他正当な利益を害するおそれがあるものを除きます。

(様式3)

令和 年 月 日

様

浜松市長 中野 祐介

「無料開園日開催事業」提案承認及び合意通知書

「浜松市動物園無料開園日開催事業パートナー募集要項」に基づき、無料開園日開催事業の実施について、次のとおり通知します。

1 パートナーとなる企業名等
 (決定者名)

2 事業実施内容

項目	内容
実施日	令和 年 月 日 ()
通称	(ふりがな：)
契約料	万円 (税込み)
基準来園者数	人
個別イベントの有無	有 ・ 無
その他の合意事項	

3 遵守事項

- 市長の指定する日（納入通知書に記載）までに契約料を納付すること
- 入園料に関する浜松市との契約を別に締結すること
- 浜松市動物園無料開園日開催事業パートナー募集要項のほか、都市公園法、都市公園条例等の関連法令を遵守し、実施にあたり浜松市動物園と誠実に協議・対応し、必要な指示に従うこと

【問合せ先】

浜松市都市整備部動物園（浜松市動物園）

住所 浜松市中央区舘山寺町 199 番地

電話 053-487-1122

E-mail hamazoo@city.hamamatsu.shizuoka.jp